

令和3年度（令和2年分）市県民税（国民健康保険税など）

# 申告期限が4月15日まで 延長されました

市県民税について 税務課市民税係 ☎ 63-1342  
所得税について 玉名税務署（個人課税） ☎ 72-2125

## 申告相談会場に行かなくても申告ができます！

### 郵送による申告

確定申告書様式は国税庁ホームページ、住民税申告書様式は市ホームページに掲載しています。

### 電話での申告（収入無し・非課税年金収入のみの人）

税務課市民税係（☎ 63-1342）にご連絡ください。  
※電話での申告は今回のみの実施です。

### e-Taxによる申告

マイナンバーカードを持っていない人も申告書の作成は可能です。印刷したものを郵送か、持参してください。

マイナンバーカードを持っている人は、パソコン（マイナンバーカードリーダー）やスマートフォン（一部対象外あり）で申告できます。

## 申告相談会も延長します

### ●日程 右の表のとおり

※3月15日までの日程は広報2月号をご覧ください。

### ●受付時間

午前8時30分～11時

午後1時～4時30分

※待合室は午前7時30分に開場します。

### ●会場 市役所11号会議室

#### 感染症対策にご協力ください

- ・入場時の検温
- ・マスク着用と手指消毒
- ・少人数での来場
- ・換気の実施
- ・待合室の縮小（車での待機をお願いします）

確定申告については  
広報あらかお2月号に  
詳しく掲載しています。

申告に必要な書類や、市役所で受付できない申告など、詳しくは広報あらかお2月号8～11ページや、市ホームページをご覧ください。

ホームページ▶



期日	受付行政区
3月16日(火)	本村、新町、月田、市屋、普源寺、貝塚
17日(水)	打越、上小路、宮内、東屋形1丁目
18日(木)	宮内出目東・西、東宮内、住吉町
19日(金)	大平町1～3丁目、東屋形2丁目、大島下、日の出町、昭和町、朝日
22日(月)	境崎東・中・西、万田西、四ツ山町1～3丁目
23日(火)	西原町1～3丁目、大島町3・4丁目
24日(水)	大正町1・2丁目、妙見、松葉、甲根、原、万田東、原万田社宅、深瀬
25日(木)	万田中、倉掛、倉懸東・中・西、深瀬丘、古庄原
26日(金)	平井大谷、辻町、大和
29日(月)	中央東、中央西、新生、一紡
30日(火)	新生西、新大和、大東、東屋形3・4丁目
31日(水)	荒尾大谷、中央北、みどり
4月1日(木)	緑ヶ丘2～5丁目、開、青葉、向陽台
2日(金)	庄山、金屋、岱洋東・中・西、元村、小路、平井城
5日(月)	陣屋敷、宿、唐池、上井手上・下、川北
6日(火)	野中、田倉、助丸、府本上・下、金山上・下
7日(水)	樺上・下、菰屋南・北、野原南・北、今寺
8日(木)	上赤田、下赤田、川登、井川口、川後田、蔵満
9日(金)	八幡台1～4丁目
12日(月)	有明城、中一部、向一部、揚増永、中増永、南増永、北増永
13日(火)	猫宮、海下、牛水上・中・下、水島
14日(水)	小野、高浜、桜山町1丁目、山浦町、新図
15日(木)	桜山町2～4丁目

# 新型コロナウイルス 感染症に関するお知らせ



新型コロナウイルスワクチン接種については、裏表紙に掲載しています。

## 荒尾がんばる事業者応援給付金 対象者を拡大して申請期限を延長します



### 変更点

- ①対象者の要件を「ひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少」から「ひと月の売上が前年同月比で20%以上減少」に拡大
- ②申込期限を3月29日(月)に延長

### ●対象者 下記のすべての要件を満たす事業者

- ・①～②のどちらかに該当する
    - ①荒尾市内に本店や事業所、店舗を有する法人
    - ②荒尾市内に住所を有するか、事務所もしくは事業所を有する個人事業主
  - ・令和2年1月～12月の任意の月と前年同月とを比較し、売上が20%以上減少していること
  - ・3カ月以上継続して事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思を有すること
- ※ほかにも要件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
※国の「持続化給付金」の交付を受けた事業者も対象です。

### ●交付額

- ・法人 20万円
- ・個人事業主 10万円
- 受付期限 3月29日(月) (必着)
- 申込方法 申請書に記入し、添付書類と共に郵送で申し込み  
※申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。
- 申込先 〒864-8686 住所不要  
・商工業者 荒尾市役所産業振興課 あて ☎ 63-1432  
・農漁業者 荒尾市役所農林水産課 あて ☎ 63-1443

## 熊本県時短要請協力金（第3回）の申請期間は 3月12日(金)までです



熊本県独自の緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請を受け、令和3年1月18日(月)～2月7日(日)に全面的に要請に応じた事業者に対し、熊本県から協力金（第3回）を支給します。

- 申請期限 3月12日(金) (当日消印有効)
- 対象者 県内全域の飲食店など
- 協力金額 1店舗あたり最大84万円

- 申請方法 郵送で申し込み  
※申請書類は県ホームページや荒尾市産業振興課に設置しています。
- 申込先 〒862-8570 (住所不要)  
熊本県商工政策課時短要請協力金係  
☎ 096-333-2828 (平日午前9時～午後5時)